

学校跡地利活用基本方針（概要版）

1 基本方針策定の背景と目的

- ◆小学校14校を6校に、中学校7校を3校に再編
- ◇学校跡地の利活用に関する基本的な考え方と個別の跡地ごとの利活用方策を決定するための検討手順を整理

2 閉校（予定）学校一覧

- ※現校数はR8.10月時点
- ※閉校予定校は「玉野市立小中学校 適正規模・適正配置計画」に基づくもの

区分	現校数	閉校予定の学校（＝跡地利活用対象校）	※再編時期の早い順に掲載
小学校	14校	9校：後閑、山田、鉾立、大崎、築港、玉、玉原、日比、第二日比	
中学校	7校	3校：玉、山田、八浜	※日比中は、玉・玉原・日比・第二日比小の統合校校舎として活用予定のため除外

3 跡地利活用の基本的な方針

- ・公共利用に限らず、民間活力の活用等も視野に有効活用を目指す
- ・施設全体の利活用に限らず、空き校舎等の一部の利活用等も幅広く検討する
- ・検討段階においては、地域の意向を確認しながら進める
- ・活用決定までの間、跡地施設の暫定的な利用を可能とする

項目	考え方
活用方法	跡地利活用方法としては、民間利用、公共利用又はその併用が考えられる ・民間利用：活用を希望する民間事業者等に貸付又は譲渡 ・公共利用：公共目的により、他の公共施設等として利活用
施設の処分（解体・撤去等）	上記の活用方法のいずれも見込めない場合に検討
まちづくり関連計画等との整合	総合計画をはじめとする各種計画や重要施策等のまちづくりの方針と整合を図る

学校跡地利活用基本方針（概要版）

4 利活用検討に当たっての留意点

跡地利活用の検討に当たっては下表に示す点について留意して進める

留意点	考え方
法令等による制約との調和	個別の跡地ごとに都市計画法による規制等との調和を図る
避難場所の確保	災害時における地域住民の安全安心の確保に留意する
地域への配慮	地域コミュニティ等の代替活動場所の調整を図るなど、地域意向に配慮する
民間活力の活用	民間ノウハウ等の積極的な活用により、地域の雇用創出や活力向上等を図る
国庫補助金等の活用	施設改修等に当たっては、国庫補助金等の活用を図り、財政負担軽減に努める

5 検討の進め方

個別跡地ごとの利活用の検討は、以下の手順で進める

